

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令について

令和 6 年 12 月
消防庁危険物保安室

「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」及び「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」の結論を踏まえ、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「令」という。）を改正する。

1. 改正内容

(1) リチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し

① 一般取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備【令第 19 条関係】

危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準について、総務省令で特例を定めることができるようにする。

② 消火設備の基準に係る特例規定の整備【令第 20 条関係】

危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所及び危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に設置しなければならない消火設備の技術上の基準について、総務省令で特例を定めることができるようにする。

③ 危険物の運搬における積載方法の特例規定の整備【令第 29 条関係】

リチウムイオン蓄電池に用いられる電解液のように、危険物が運搬の際に漏れ、あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合は、運搬容器に収納せずに積載することができるようにする。

(2) 製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に関する見直し【令第 9 条及び第 11 条関係】

屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備において、以下 2 点の改正を行う。

① 危険物の流出防止措置を講ずることを前提として、総務省令で定める場合は、適当な傾斜及び貯留設備を設けなくてもよいこととする。

② 第4類の危険物を取り扱う設備において、総務省令で定める場合は、貯留設備に油分離装置を設けなくてもよいこととする。

(3) 航空機に給油する場合の危険物の取扱いの技術上の基準の見直し【令第27条関係】

令第27条第6項第1号口の規定により、航空機、船舶、鉄道又は軌道によって運行する車両に給油する際は、当該航空機等の原動機（エンジン）を停止する必要があるところ、航空機に給油する給油取扱所のうち総務省令で定めるものについては、給油の際に原動機を停止しなくてもよいこととする。

(4) 指定講習機関が実施する危険物の取扱作業の保安に関する講習の手数料の見直し【令第40条関係】

令和5年度の地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正によって都道府県知事が実施する危険物取扱者の保安に関する講習の標準の手数料が引き上げられたことに伴い、消防法（昭和23年法律第186号）第16条の4第2項に規定する指定講習機関が実施する同講習の手数料も同額とすることとする。

(5) その他、所要の規定の整備

2. 施行期日

公布の日の翌日から施行する。

3. 経過措置

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。